

2. フィンテック／金融分野

要旨

現在の銀行、サービス提供者といった業態別の法体系が、新規参入者等による柔軟なサービス提供の障害となっている。決済をはじめとする分野で、早期に規制体系を再編成する。

(1) 現状

現在の金融法制は、基本的に銀行、送金サービス提供者といった「業態別」の法体系となっている。

特に決済の分野は、近年の支払サービスの多様化の中で、業態別の法体系が新規事業者の参入など柔軟なサービス提供の障害となっているとの指摘がある（図30）。

また、我が国の銀行以外の送金サービス提供者の取り扱う金額・件数は、第4次産業革命の進展に伴い、ともに増加傾向にある（図31）。

決済分野に限らず、金融取引の代理・媒介等を行う者は、現在、「業態別」の法律に応じて分類されている（図32）。これらについても、新規事業者の参入の障害になるおそれがある。

図30. 現行の金融法制

	銀行	送金サービス [資金移動業者]	交通系 IC カードなど [前払式支払手段発行者]	クレジットカード [包括信用購入あっせん業者]
サービス	決済	決済 ※1回100万円以下に限る	決済 ※一旦入金すると換金不可	決済
	融資			商品の購入等に付随する融資
	預金 (預金を融資に回すことが可能)	利用者資金の保持 (決済のみに利用可)	利用者資金の保持 (決済のみに利用可)	
法律	銀行法	資金決済法	資金決済法	割賦販売法
法律の構成	免許制	登録制	登録制	登録制

図31. 送金サービス提供者の取扱い実績推移

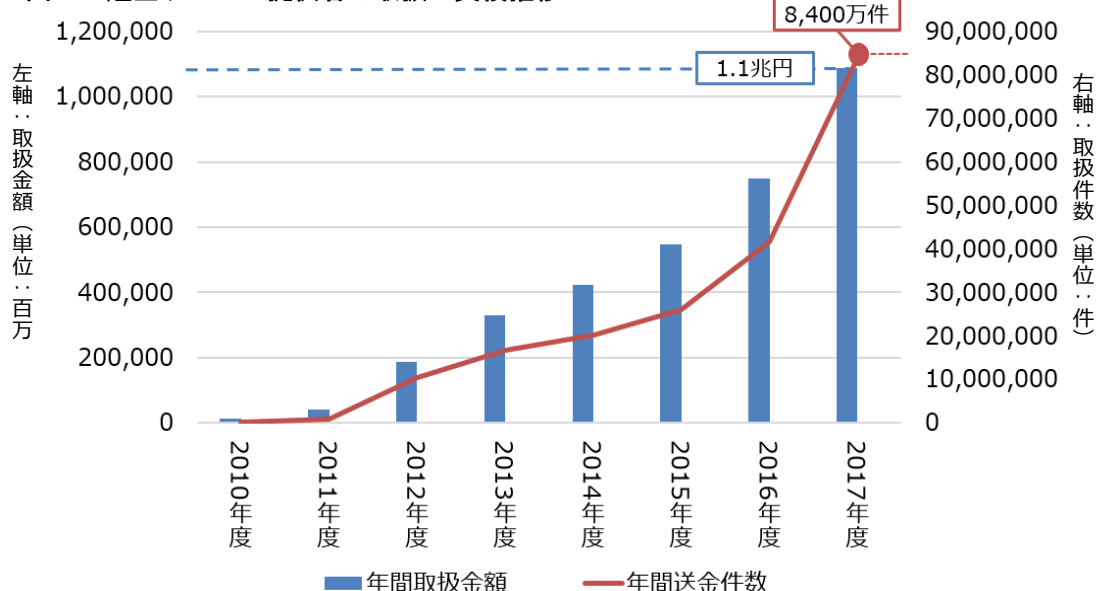


図32. 金融取引規制全般

「機能」	決済	預金受入れ	資金供与	資産運用	リスク移転	
業態	電子決済等代行業者	銀行代理業者	金融商品仲介業者	投資助言業者	保険募集人	保険仲立人
参入規制の形式	登録制	許可制	登録制	登録制	登録制	登録制
業制限	更新系のみ届出	承認	届出	届出	届出	—
誠実義務/忠実義務	誠実義務 —	— —	誠実義務 —	誠実義務 忠実義務	— —	誠実義務 —
所属金融機関の 有無	—	所屬制(複数可)	所屬制(複数可) ※外資性は金融商品仲介業者に対し専属	—	所屬制 (生命保険 専任人は 原則一社 専属)	—
情報提供、 禁止行為等	銀行業務との誤認防止 のための情報提供 等	複数所属の場合で手数料 が異なる場合の表示 義務 優越的地位の濫用防止 等	複数所属の場合で手 数料が異なる場合の 表示義務 特別利益の提供禁止 等	利用者からの報酬 受領 特別利益の提供 禁止 等	複数所属の場合 比較推奨販売時 の説明義務 特別利益の提供禁止 構成員契約規制 等	利用者からの手数料受 領禁止(監督指針) 自身が保険会社から受 け取る手数料等の開示 等
利用者資産受入れ 分別管理	— —	— 分別管理義務	禁止 —	禁止 —	— 分別管理義務(監督指針)	— —
利用者資産 の保護	財産的基礎 (投資資産が負債の額でな いこと)	財産的基礎 (投資資産500万円以上 (法人)/300万円以上(個人))	—	—	—	—
賠償責任の確保	銀行との契約締結・ 公表(銀行との賠償 責任の分担等)	所屬先による損害賠償 責任の負担	所屬先による損害賠償 責任の負担	営業保証金の 供託(500万円)	所屬先による損害賠償 義務	保証金の供託 (2000万円～8億円) /保証書と契約 /賠償責任保険
体制整備 人的要件(資格等)	体制整備義務 —	体制整備義務 十分な知識・経験	体制整備義務 外務員試験の合格 (監督指針)	体制整備義務 十分な知識・経験	体制整備義務 試験への合格 (監督指針)	体制整備義務 試験への合格 (監督指針)

(2) 対応の方向性

現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を改め、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制の実現に向けて取り組む。これにより、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じたイノベーション、金融サービスの質をめぐる競争を促進する。

(決済分野)

現行法の業態別の縦割り構造が、事業者のビジネスモデルやサービスの自由な選択への弊害となっているとの指摘のある「決済」分野について横断化を図る。これにより、これまでの銀行送金や従来型の比較的高額なクレジットカード決済とともに、①プリペイド（前払い）・ポストペイ（後払い）を組み合わせたシームレスな支払い（注1）や、②銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行送金以外でも幅広い金額の送金（注2）を可能とし、新規事業者の参入と様々なサービス間の競争を通じた、柔軟で利便性の高いキャッシュレス決済手段を実現する。その際、例えば、割賦販売法の与信審査における性能規定の導入など、フィンテック企業をはじめとした決済事業者の円滑な事業展開を可能とする仕組みを導入する。これらについては、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る。

（注1）プリペイド・ポストペイを組み合わせたシームレスな支払い

：少額・低リスクな決済について、従来型の比較的高額な決済の場合とは異なる制度へと見直すことにより、プリペイド・ポストペイ等を通じたシームレスな支払いサービスの提供を円滑化する。

(注2) 銀行送金以外の幅広い金額の送金

: 100万円までの送金が可能な現行の資金移動業に加え、銀行業と現行の資金移動業の間に新たな類型を設け、銀行業より簡易な規制の下での100万超の送金を可能とする制度の整備を図る。

(横断的な法制)

「決済」、「資金供与」、「資産運用」、「リスク移転」といった各機能に対応するサービスについて横断的に提供することを可能とする横断的な金融サービス仲介法制の実現に向けた検討を進める。これにより、スマートフォン等を活用した、個々の利用者のニーズに即した利便性の高いワンストップのチャネルの提供を可能とし、利用者が自らニーズに合った金融サービスの選択をより容易とするとともに、金融サービスの質をめぐる競争の促進を図る。これについては、本年中を目途に基本的な考え方を取りまとめる。

3. モビリティ

要旨

地方を中心に、交通手段の自動車依存が高い中で、ドライバーの人手不足が深刻化している。

モビリティはSociety5.0の中で重要な柱であり、自家用車を用いて提供する有償での旅客の運送については、利用者の視点に立ち、現在の制度を利用しやすくするための見直しが必要である。

タクシー事業者と連携を図ることは、自治体にとって負担の軽減となり、利用者にとっても安全・安心なサービスが受けられるため、双方にメリットがある。

このため、タクシー事業者が委託を受ける、あるいは、実施主体に参画する場合について、手続を容易化する法制度の整備を図る。この運送は、地域住民だけでなく、外国人観光客4,000万人時代も見据え、観光客も対象とする。

また、タクシー事業については、ITの活用も含めて、相乗りの導入は、利用者が低廉な料金で移動することを可能とする。

ドローンについても、目視外での飛行の拡大に向けて取り組む。

(1) 現状

地方では、年代問わず、交通手段は自動車依存が高い。また、80歳以上では、自動車依存率が50%を超えている(図33)。さらに、働く高齢者が増加しているとともに、買い物や病院・役所等での用事などを目的として外出する高齢者も多い。

また、運転業務の人手不足が年々深刻化しており、有効求人倍率は全職業平均の2倍となっている(図34)。タクシーのドライバー確保の観点からも、交通網の維持が厳しい状況である。タクシー運転者数については、2005年の381,943人をピークに減少傾向となっており、2016年には289,373人であり、ピーク時から24%減となっている(図35)。

昨今、高齢運転者による事故、子供が犠牲となる交通事故が相次いで発生していることを受け、高齢者の安全運転対策や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保などの交通安全対策を取りまとめ、早急に実施することに加

え、高齢者等の地域の移動を担う交通手段を確保していく必要がある。

地域の移動を担う交通手段の一つである、自家用有償旅客運送（図36）をさらに実施しやすくするための検討が必要である。他方、専任担当者が不在の市町村は8割であり（図37）、市町村が、配車や安全管理を行うことは大きなハードルとなっている。

図33. 地方（三大都市圏以外）の自動車依存

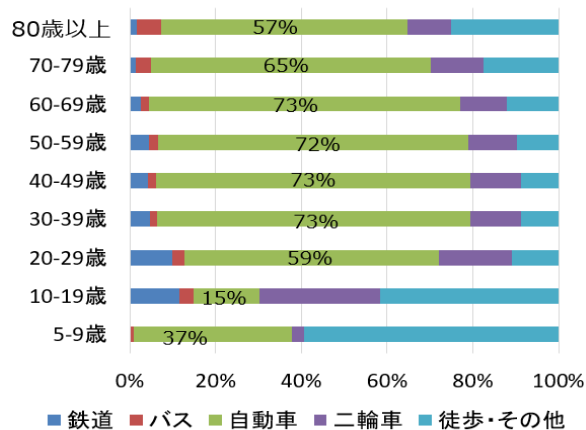


図34. 自動車運転業務の有効求人倍率の推移



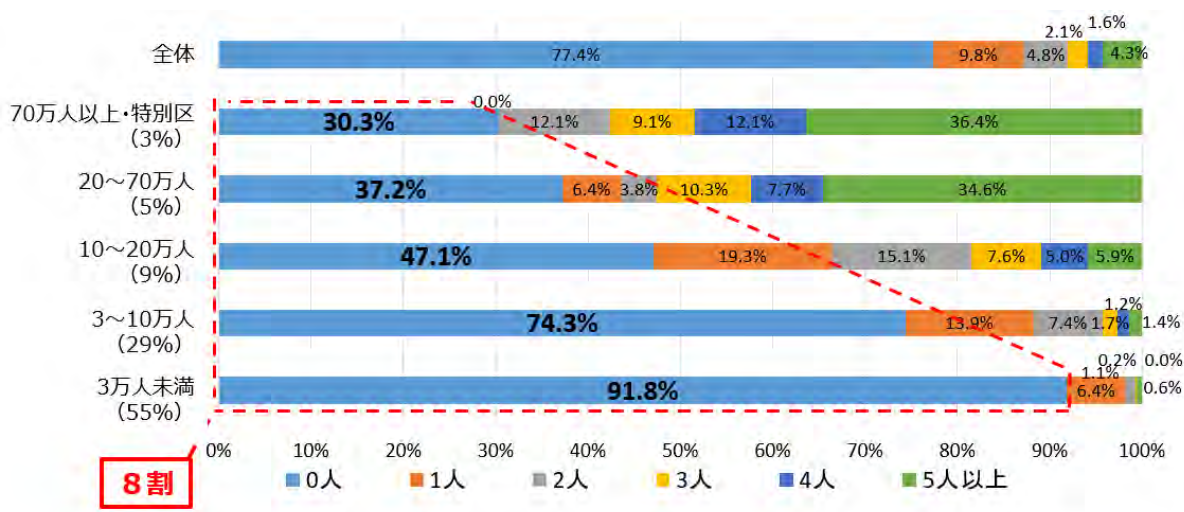
図35. タクシー運転者数の推移



図36. 地域の移動を担う交通手段

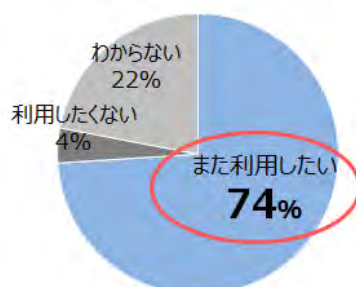
種類		特徴
バス	路線バス	路線やバス停、運行時刻を定めて定時・定路線で運行するバス。通勤・通学、通院など地域住民の生活に欠かせない公共交通機関。
	コミュニティバス	路線バスで対応しきれないニーズに応えるため、市町村が主体的に計画し、定時・定路線で運行するバス。
	デマンドバス	区域を定めて、利用者の要望に応じて、機動的に最短ルートを実行したり、利用希望のある地点まで送迎したりするバス。
タクシー	タクシー	子供からお年寄りまで幅広い利用者の日常生活における多様な移動ニーズに応える、ドアツードアのきめ細かいサービスを提供する公共交通機関。
	乗合タクシー	地域の生活交通を維持するため、タクシー事業者が自治体と連携して提供する乗合の運送サービス。定時・定路線からデマンドまで地域のニーズに応じて多様な形態で運行。
自家用有償旅客運送		必要な安全上の措置を執った上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。安全・安心を確保するための措置として、①安全確保（2種免許又は1種免許＋講習、運行管理の責任者の選任等）、②利用者保護（対価掲示）が求められる。
道路運送法の許可・登録を要しないもの（互助）		地域の移動手段の確保のため、道路運送法の許可又は登録を要しない助け合いによる運送。（収受することが可能な範囲は、運転者が実際の運送に要するガソリン代、道路通行料、駐車場料金、自発的な謝礼）

図37. 人口区分別の地域公共交通専任担当者数の割合



また、タクシーの相乗りの実施は、利用客が低廉な料金で利用可能であり、同時に、タクシー事業者には生産性向上につながる。国内でも、2018年に東京都において相乗りタクシーの実証実験を実施した。図38のとおり、利用客の7割が再度利用したいとの回答があった。

図38. 「相乗りタクシー」が本格的に導入された場合、また利用したいと思うか



(2) 対応の方向性

①自家用有償旅客運送

(交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設)

市町村が交通事業者（タクシー事業者等）に運行管理を委託するなどの連携を図ることは、地域の暮らしの足の確保のために意義がある。

地方公共団体にとっても、交通事業者のノウハウの活用により負担の軽減となり、利用客にとっても安全・安心な交通サービスが受けられるため、双方にとってメリットがある。

このため、交通事業者（タクシー事業者等）が自らのノウハウを通じて自家用有償旅客運送に協力する、具体的には、交通事業者が委託を受ける、交通事業者が実施主体に参画する場合の法制を整備する。この場合、事業者が参画する前提のため、地域における合意形成手続を容易化する。これにより、安全・安心な輸送サービスの提供を促進するとともに、実施主体の負担を軽減する。必要な法案について、2020年の通常国会に提出を図る。

（観光ニーズへの対応のための輸送対象の明確化）

インバウンド誘致は、地域活性化において欠かすことができない重要な観点である。自家用有償旅客運送においても、観光ニーズに対応することが必要である。このため、バス、タクシーと同様、観光客にも対応するため、地域住民だけでなく来訪者も対象とすることを法律において明確化する。

（交通空白地の明確化）

現状では、自家用有償旅客運送の対象地域の考え方は様々である。このため、地方公共団体が、制度導入を検討する際の基準となる考え方を具体化する必要がある。生活実態を踏まえて、地域における合意形成を容易化するため、既存の導入事例を調査・分析し、一定の目安を示し、判断の枠組みについてガイドラインを策定する。

（広域的な取組の促進）

地域公共交通網形成計画（地域公共交通活性化再生法に基づき、都道府県や市町村が単独又は複数で作成）に自家用有償旅客運送の導入を位置付けた場合は、手続を簡素化する。

②タクシーの相乗り導入

過疎化が進む地域において、大型バスの運行に対して補助金を支払うことは非効率であり、交通需要にフィットした移動サービスの最適化が必要である。

また、IT化が進展した時代において、アプリを使った乗客のマッチングやリアルタイムの配車依頼に応じた最適なルート選定、キャッシュレスといったサービスの導入を進め、ビジネスモデルのデジタルトランスフォーメーションを図るべきである。

タクシーの相乗りの導入は、利用客にとっては低廉な料金で利用可能であり、同時に、タクシー事業者にとっては生産性向上につながる。限られた交通機関で可能な限り多くの人々が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗りについて、地域や要件の限定はかけずに一般的に導入を行う。具体的には、道路運送法上の通達等の整備を本年度中に図る¹。

③Mobility As A Service（MaaS）の実現

複数の交通手段や行先での宿泊・サービスの予約などをスマートフォンで一括して手配し、キャッシュレスで、無駄な待ち時間なく、スムーズに移動できる便利なサービス（いわゆるMaaS：Mobility as a Service）が世界的な流れとなっている。我が国においても、住民のみならず、観光客の潜在需要を掘り起こし、地域交通の再生に貢献することが期待されている。

こうしたサービスについて、様々な好事例を創り出していくとともに、地域の様々な事業者・自治体が展開しようとする取組を支援し、全国に拡大する。

¹ アプリによりマッチング、乗車距離（オンデマンドなルート選定）に応じた割り勘料金（事前確定）とキャッシュレスにより、利用しやすい環境を整備する。

（３）ドローンの有人地帯での目視外飛行

①現状

ドローンについては、無人地帯での目視外飛行が可能になり、荷物配送を実施する事業者も登場したが、地方の配達困難地域での配送、農作物の生育状況の把握、老朽化するインフラの点検、高齢化が進む市街地の広域巡回警備などを可能とするためには、有人地帯での目視外飛行を可能とする必要がある。

有人地帯におけるドローンの活用例としては、（a）陸上輸送が困難な地域での生活物品や医薬品などの配送、（b）散在する農地の作物の生育や害虫・病害の発生を空からまとめて広域的に確認、（c）人の手で確認しにくい街中の橋、建物や道を広域的に点検、（d）高齢化が進む地方の市街地などでの広域巡回警備、などが想定される。

②対応の方向性

飛行禁止区域を除き、飛行ルートของ安全性確保を前提として、有人地帯での目視外飛行の目標時期を2022年度目途とし、それに向けて、本年度中に制度設計の基本方針を決定するなど、具体的な工程を示す。

4. コーポレート・ガバナンス

要旨

安倍政権において、コーポレート・ガバナンス改革を進め、東証一部の上場企業の91%が2名以上の独立社外取締役を選任するなどコーポレート・ガバナンス改革の成果が着実に進展するに至り、国際的にも投資家から高く評価されている。

他方、日本企業の競争力、信頼性を一層グレードアップさせるために、グローバルスタンダードに沿って、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が求められている。特に、支配的な親会社が存在する上場子会社のガバナンスについては、投資家から見て、手つかずのまま残されているとの批判があり、日本市場の信頼性が損なわれるおそれがある。

このため、新たに指針を策定し、親会社に説明責任を求めるとともに、子会社側には、支配株主から独立性がある社外取締役の比率を高めるといった対応を促す。また、東証の基準等についても見直しを図る。

（１）現状

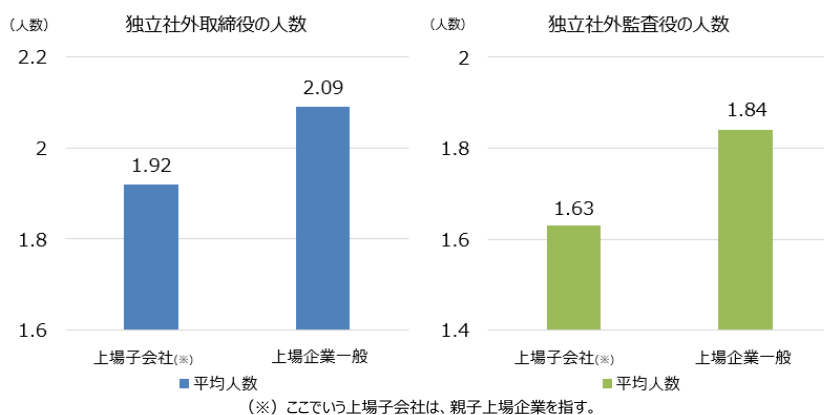
上場企業のうち支配株主²を有する会社（上場子会社）は628社（上場企業の17.2%）存在する。このうち、親子上場企業は311社（上場企業の8.5%）である。日本の親子上場企業数とその市場に占める割合は、欧米各国と比較してかなり高い。

本来、上場子会社のガバナンス体制は、支配株主（親会社）から独立して上場子会社の一般株主を保護し、独立した意思決定を確保するため、上場企業一般より充

² 現行の東証の上場規程においては、「支配株主」とは、①議決権50%超又は②40%以上＋取締役過半数派遣あるいは重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約書が存在すること、その他財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること、とされている。

実している必要がある。にもかかわらず、上場子会社における独立社外取締役と独立社外監査役の人数は、むしろ、上場企業一般に劣後している現状にある（図39）。

図39. 上場子会社と上場企業一般における独立社外取締役・監査役の人数の比較



(2) 対応の方向性

上場子会社のガバナンスについてのルール整備を図り、親会社は事業ポートフォリオの再編のための上場子会社の意義について説明責任を果たすとともに、上場子会社側については、適切なガバナンスの在り方を特段に明確にし、実務への浸透を図る。

① 実務指針

上場子会社のガバナンスの在り方を示し、企業に遵守を促す「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を新たに策定する。

(上場子会社側の対応)

- ・ 具体的には、上場子会社の一般株主保護及び独立した意思決定の確保のためには、独立社外取締役の役割が特に重要であること。
- ・ 上場子会社におけるガバナンスの実効性を確保するためには、支配株主からの独立性が重要であることから、独立社外取締役の独立性判断基準については、少なくとも支配株主出身者（10年以内に支配株主に所属していた者）に該当するものは選任しないこと。
- ・ 上場子会社の取締役会の独立社外取締役比率を高める（3分の1以上や過半数）ことを目指すこと。
- ・ 利益相反取引が発生する具体的な局面においては、例えば、独立社外取締役（又は独立社外監査役）のみ又は過半数を占める委員会において、一般株主の利益保護の観点から審議・検討することとし、かつ、取締役会においても、その審議結果が尊重される仕組みをつくること。
- ・ 上場子会社において、一般株主の利益を確保するためにどのようなガバナンス体制を構築しているかについて、投資家等に対して情報開示を行うこと。

(親会社側の対応)

- ・ 親会社は、グループとしての企業価値の最大化の観点から上場子会社として維持することの合理的理由を示すとともに、支配株主として上場子会社の取締役の選解任権限について上場子会社のガバナンス体制の実効性を確保できるよう

行使し、その適切性について、情報開示を通じて、投資家等に対して説明責任を果たすこと。

②東京証券取引所の対応等

「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」の実効性を高めるため、同指針の方向性に沿って、東京証券取引所の独立性基準の見直し等、上場子会社等の支配株主からの独立性を高めるための更なる措置等を講ずる。

5. スマート公共サービス

(1) マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築

Society5.0 社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な在り方について検討を行う。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021年3月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。あわせて、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効

率化等に向け、マイナンバーの利活用を図る。

（２）個人・法人による手続の自動化

予防接種や児童手当など、妊娠から就学前までの子育て関連手続をボタン一つで申請できるサービスにつき、来年度から一部の地方公共団体において開始し、2023年度からの全国展開を目指す。あわせて、年末調整手続に関して、来年度から、マイナポータルを活用したデータ連携により、必要書類の一括取得、各種申告書への入力・添付の自動化を開始する。

（３）学校のICT環境の整備

小学校、中学校、高等学校等における必要なICT環境について、目標の設定とロードマップ策定を本年度中に行う。

6. 次世代インフラ

（１）インフラ維持管理業務の高度化・効率化

点検・維持補修等のデータを一元管理して地方公共団体のインフラ維持管理業務を高度化・効率化するICTデータベースの全国導入を加速する。あわせて、橋梁点検などの現場でドローンなどの新技術の実装を加速する。これらの取組に併せて、5年間に限定して、地方公共団体が行う取組に、地方財政措置を講ずる。加えて、BIM (Building Information Modeling) を、国・地方公共団体が発注する建築工事で率先して利用し、民間工事へ横展開させる。

（２）PPP/PFI手法の導入加速

内閣府は、国内での取組が具体化しつつある医療・健康、介護、再犯防止の3分野を成果連動型民間委託契約方式の普及を進める重点分野として、2022年度までの具体的なアクションプランを本年度中に策定する。関係府省は、アクションプランに基づき重点3分野で成果連動型民間委託契約方式の普及を促進する。その成果は更に重点3分野以外へ横展開させる。

7. 脱炭素社会の実現を目指して

（１）パリ協定に基づく長期戦略の策定及びSDGsとESG投資の推進

環境問題への対応に積極的な企業に世界中から資金が集まり、次なる成長と更なる対策が可能となる環境と成長の好循環とも呼ぶべき変化が世界規模で進んでいる。「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和元年6月11日閣議決定）に基づき、最終到達点としての脱炭素社会を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までの温室効果ガス80%削減に大胆に取り組み、世界全体の取組と非連続なイノベーションが不可欠であることを踏まえてビジネス主導の環境と成長の好循環を実現していくため、以下の取組を行う。

- ① 野心的な目標を掲げ、官民を挙げてエネルギー・環境分野の革新的なイノベーションを加速化するべく、本年中に、革新的環境イノベーション戦略を策定す

る。戦略には、水素製造コストを2050年までに現在の10分の1以下に抑えることや、人工光合成など二酸化炭素の有効利用を図るCCU技術の商用化に向けた具体的なロードマップ等を盛り込む。

- ② さらに本年秋には20か国のトップ研究機関のリーダーを日本に招いた国際会合RD20 (Research and Development 20 for Clean Energy Technologies) を行う。本会合は継続的な開催を目指し、革新的なイノベーションに向けた国際協力を日本がリードする。
- ③ 世界で膨らむESG資金をイノベーションに繋げるべく、従来型の規制でなく情報開示・見える化を進めることでグリーンファイナンスを活性化する。具体的には、事業会社と金融機関等の対話の場として本年5月に立ち上げたTCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures) コンソーシアムにおいて、昨年末に策定した政府初の事業会社向けのTCFDガイダンスを改訂するとともに、金融機関向けにグリーン投資に関するガイダンスを策定する。また、本年秋に、世界の先進的な事業会社、金融機関等が一堂に会するTCFDサミットを開催する。これらを通じて、企業等の経営戦略へのSDGsの組み込みを推進するとともに、SDGs経営に先進的に取り組む企業の視座やメッセージをまとめた指針を策定して国内外に発信していく。
- ④ ビジネス環境整備と市場の創出を通じてイノベーションの成果を世界に普及させるべく、日本が主導して、ASEANにおいて各国が官民で協働していく枠組みの立ち上げを目指す。

(2) 再生可能エネルギーの大量導入と脱炭素化の実現

再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、最大限の導入に全力を挙げていく。その際、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を進めるため、コスト低減を進めるとともに、系統制約の克服、そのための電力ネットワークの改革を実施する。

このため、脱炭素化の実現に向け、再生可能エネルギー分野で技術優位性等を持つ本邦企業を支援すべく、革新的な技術開発を進めるとともに、地域間連系線の増強を含め、再生可能エネルギーの導入を後押しするような形での電力ネットワークの強靱化や、必要な供給力・調整力の整備を含めた電力投資の確保に向けた仕組みを整える。また、再生可能エネルギー拡大のボトルネックとなっている調整力を補う意味で、蓄電池、水素など蓄エネ技術の高性能化、低コスト化を図るとともに、デジタル技術を活用した高度なエネルギーマネジメントを普及させ、電力ネットワークの次世代化も進めていく。

原子力については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会によって世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、立地自治体等関係者の理解と協力を得つつ、原発の再稼働を進める。更なる安全性の向上や円滑な廃炉に対応するための技術・人材の維持に向けた取組を進める。

2018年に創設された非化石価値取引市場についても、FIT終了後を見据えて、育成・活性化し、市場メカニズムを活用した非化石エネルギーの拡大につなげていく。欧州でも急速なコストダウンが進む洋上風力発電については、その導入拡大に資する海域利用のルール適用を図る。地熱発電などの低廉かつ安定的な電源や、バイ

オマスなど地域ごとの特色のある再生可能エネルギーを、地域と共生する形で導入を進め、競争力のある再生可能エネルギーを真に地産地消することなど分散型地域エネルギーシステムの社会実装を通じて、地域の活性化やレジリエンス強化につなげていく。

第3章 全世代型社会保障への改革

要旨

全世代型社会保障への改革は安倍内閣の最大のチャレンジである。

第一に、65歳以上への継続雇用年齢の引上げについては、70歳までの就業機会の確保を図り、高齢者の希望・特性に応じて、多様な選択肢を整える。

中途採用・経験者採用拡大及び新卒一括採用見直しを進め、併せて、企業による評価・報酬制度の見直しを図る。加えて、政府としては、大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めるといった対応を図る。

第二に、病気予防や介護予防についての、保険者のインセンティブ強化である。これまで公的保険は、病気になった方に対する治療費、要介護になった方への介護サービス費を中心に、支出を行ってきた。他方、人生100年時代を迎えて、病気予防や介護予防の役割が増加しており、予防には、健康寿命の延伸、個人のQOLの向上、高齢者の活躍促進といった、多面的な意義がある。

このため、個人の努力に加えて、地方公共団体や健康保険組合といった保険者の予防への取組が重要である。具体的には、病気の予防について、国民健康保険における「保険者努力支援制度」の抜本的強化と配分のメリハリの強化などである。この際、民間サービスの活用も大切である。これにより、健診等の受診率の向上や生活習慣病の重症化予防を図る。介護の予防については、「介護インセンティブ交付金」の抜本的強化などを図る。高齢者の通いの場の整備や高齢者の就労促進を図る。

1. 70歳までの就業機会確保

(1) 現状

2050年に日本の人口は約1億人まで減少する見込みである。他方、高齢者の体力・運動能力は、この10年強で5歳若返っている（図40）。また、歩行速度については、10年で10歳若返っている（図41）。このため、健康状態だけで見ると、高齢者の就業率は、現在より大幅に高い水準になる余地があるとの分析がある。

図40. 高齢者の体力・運動能力の推移

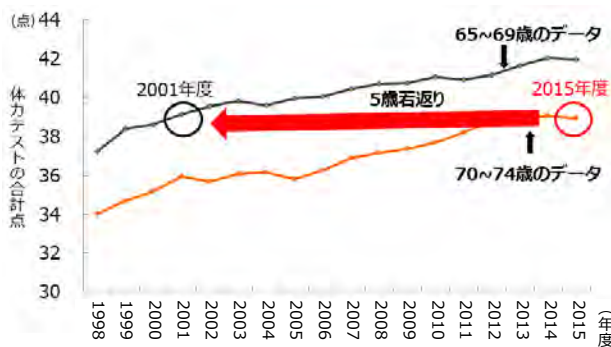
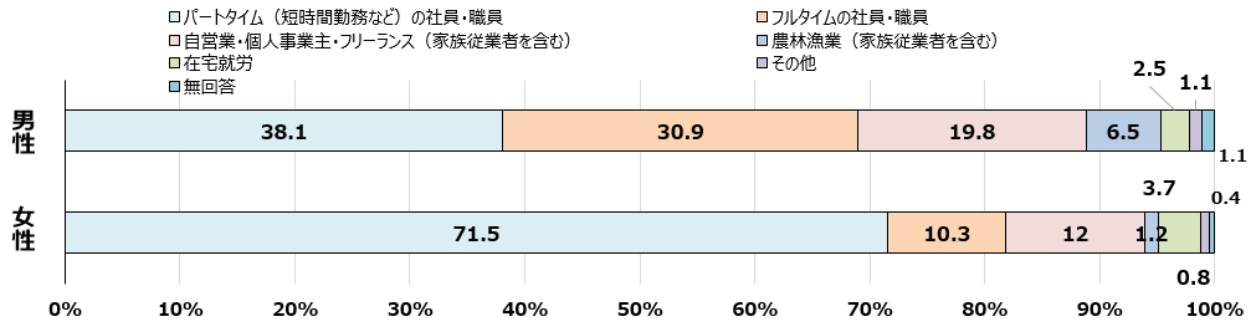


図41. 高齢者の通常歩行速度の変化



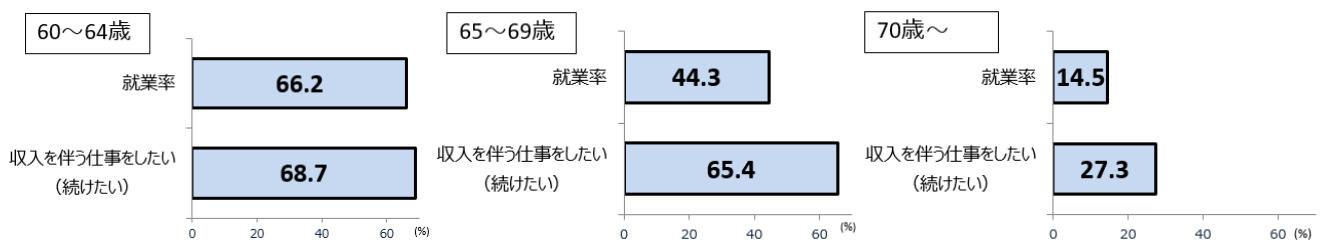
このような中、60歳以上の方で、70歳以降まで働くことを希望している高齢者は8割に上る。他方、高齢者の希望する就労形態は、男性でも4割弱、女性は7割がパートタイムを希望している（図42）など、多様な働き方のニーズが存在している。なお、60～64歳は、就業率と就労の意向のそれぞれの指標を確認するとほぼ差がないが、65歳以上は著しい差がある（図43）。

図42. 高齢者（60～64歳）が希望する就労形態



(注) 「あなたは、60歳以降も収入を伴う仕事をする場合、どのような形態での就労を希望しますか。」に対する回答

図43. 60歳以降の就業率と就労の意向



(2) 対応の方向性

①70歳までの就業機会確保

(多様な選択肢)

人生100年時代を迎え、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。

高齢者の雇用・就業機会を確保していくには、70歳までの就業機会の確保を図りつつ、65歳までと異なり、それぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、とり得る選択肢を広げる必要がある。

このため、65歳から70歳までの就業機会確保については、多様な選択肢を法制度上整え、当該企業としては、そのうちどのような選択肢を用意するか、労使で話し合う仕組み、また、当該個人にどの選択肢を適用するか、企業が当該個人と相談し、選択ができるような仕組みを検討する。

法制度上整える選択肢のイメージは、

- (a) 定年廃止
- (b) 70歳までの定年延長
- (c) 継続雇用制度導入（現行65歳までの制度と同様、子会社・関連会社での継続雇用を含む）
- (d) 他の企業（子会社・関連会社以外の企業）への再就職の実現
- (e) 個人とのフリーランス契約への資金提供
- (f) 個人の起業支援
- (g) 個人の社会貢献活動参加への資金提供

が想定し得る。

企業は (a) から (g) の中から当該企業で採用するものを労使で話し合う。それぞれの選択肢の具体的な検討に当たっては、各選択肢における企業が負う責務の程

度など、企業の関与の具体的な在り方について、今後慎重に検討する。

（第一段階の法制整備）

70歳までの就業機会の確保を円滑に進めるためには、法制についても、二段階に分けて、まず、第一段階の法制の整備を図ることが適切である。

第一段階の法制については、法制度上、上記の（a）～（g）といった選択肢を明示した上で、70歳までの就業機会確保の努力規定とする。また、必要があると認める場合は、厚生労働大臣が、事業主に対して、個社労使で計画を策定するよう求め、計画策定については履行確保を求める。

（第二段階の法制整備）

第一段階の実態の進捗を踏まえて、第二段階として、現行法のような企業名公表による担保（いわゆる義務化）のための法改正を検討する。この際は、かつての立法例のように、健康状態が良くない、出勤率が低いなどで労使が合意した場合について、適用除外規定を設けることについて検討する。

（提出時期及び留意点）

混乱が生じないように、65歳（現在63歳。2025年に施行完了予定）までの現行法制度は、改正を検討しないこととする。

手続的には、労働政策審議会における審議を経て、2020年の通常国会において、第一段階の法案提出を図る。

（年金制度との関係）

70歳までの就業機会の確保に伴い、現在65歳からとなっている年金支給開始年齢の引上げは行わない。

他方、現在60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始の時期については、70歳以降も選択できるよう、その範囲を拡大する。加えて、在職老齢年金制度について、公平性に留意した上で、就労意欲を阻害しない観点から、将来的な制度の廃止も展望しつつ、社会保障審議会での議論を経て、速やかに制度の見直しを行う。

このような取組を通じ、就労を阻害するあらゆる壁を撤廃し、働く意欲を削がない仕組みへと転換する。

（諸環境の整備）

高齢者のモチベーションや納得性に配慮した、能力及び成果を重視する評価・報酬体系構築の支援、地方公共団体を中心とした就労促進の取組、キャリア形成支援・リカレント教育の推進、高齢者の安全・健康の確保など、高齢者が能力を発揮し、安心して活躍するための環境を整備する。

また、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化など、中高年齢層の女性の就労支援を進める。

2. 中途採用・経験者採用の促進

（1）現状

従業員規模が大きい5,000人以上の企業では新卒採用比率が高く、春期一括採用を基軸とした採用を実施しており、中途採用・経験者採用比率は低い状況にある（図44）。

図44. 新卒・中途採用の比率

		社数	新卒採用比率（2018 年卒）	中途採用比率（2017 年度）
全体		4,055	34.7%	65.3%
規模別	5~299人	2,084	23.3%	76.7%
	300~999人	1,071	58.5%	41.5%
	1,000~4,999人	710	59.6%	40.4%
	5,000人以上	190	62.6%	37.4%

（２）対応の方向性

人生100年時代を踏まえ、働く意欲がある労働者がその能力を十分に発揮できるよう、雇用制度改革を進めることが必要である。特に大企業に伝統的に残る新卒一括採用中心の採用制度の必要な見直しを図ると同時に、通年採用による中途採用・経験者採用の拡大を図る必要がある。

このため、企業側においては、採用制度及び評価・報酬制度の見直しに取り組む必要がある。政府としては、個々の大企業に対し、中途採用・経験者採用比率の情報公開を求めるといった対応を図る。

3. 疾病・介護の予防

（１）現状

国民の感じる「悩みや不安」については、半数以上が「自分の健康」としており、「老後の生活設計」の不安に比して、近年、その割合が上昇している。

医科診療費は合計で30兆1,853億円となっており、その3分の1以上が生活習慣病関連である（図45）。こうした生活習慣病関連を中心として、予防で防げるものも含まれている。

他方、公的医療保険における予防事業（「保健事業費」）の割合は、市町村国保で0.8%（0.1兆円）であり（図46）、介護保険における予防事業（「介護予防・生活支援サービス事業費」等）は、全体の1.1%（0.1兆円）である（図47）。

図45. 医科診療費の内訳

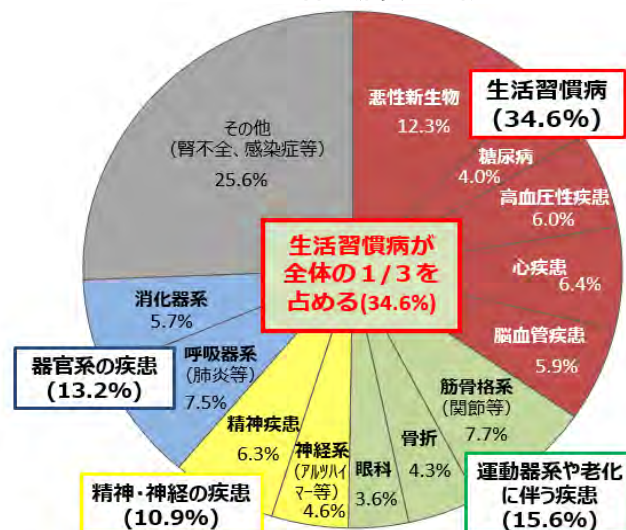


図46. 公的医療保険における予防事業
(市町村国保)

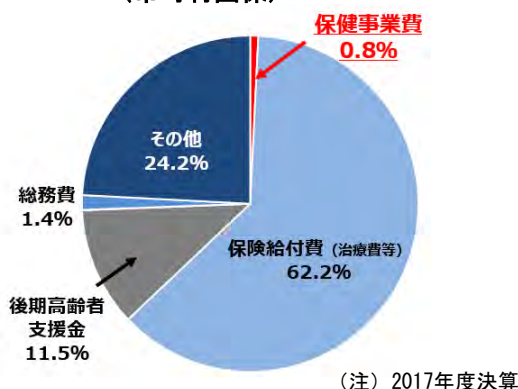
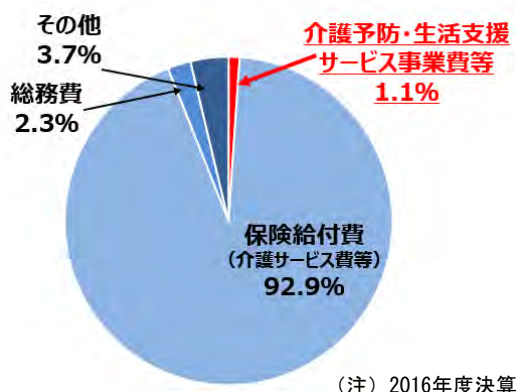


図47. 介護保険における予防事業



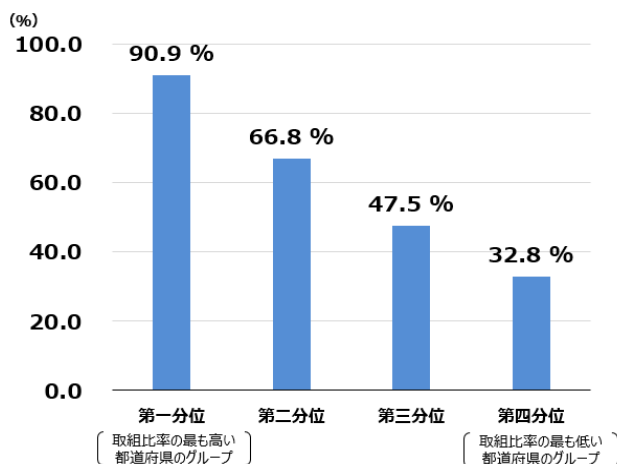
(糖尿病の重症化予防、特定保健指導)

糖尿病患者の年間医療費は、重症化が進むにしたがって急増しており、早期介入を通じた重症化予防が効果的である。広島県呉市においては、地元のベンチャー企業がレセプトデータ等から国民健康保険加入者の健康状態を推定し、糖尿病性腎症の重症化リスクの高い患者に対し、保健指導の介入を実施している。これにより、6年間で新規透析導入患者を6割減少させることに成功している。

地域別に比較すると、糖尿病性腎症の重症化予防に関する市町村国保の取組状況には差がある(図48)。

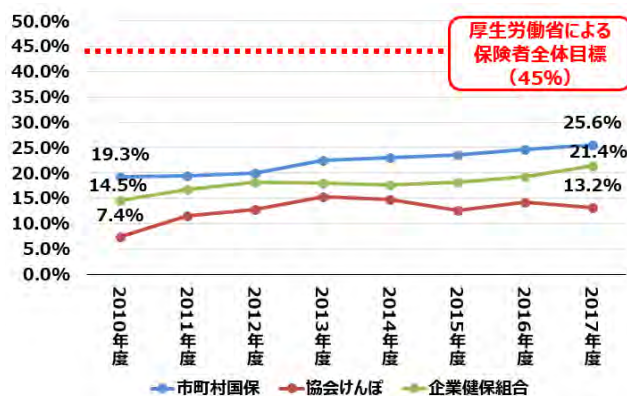
また、保険者の特定保健指導³の実施率は改善傾向にあるが、依然として目標を下回る(図49)。

図48. 糖尿病の重症化予防に取り組んでいる保険者の割合



(注) 1716市町村の実績。
都道府県別に取組比率の高い順に第一(12都道府県)、第二(12都道府県)、第三(12都道府県)、第四(11都道府県)。最上位は100%、最下位は21.1%。

図49. 保険者による特定保健指導の実施率



(注) 市町村国保は、自営業者、農林水産業の従事者、無職者、退職者など、その他の保険制度に属さない人が加入する公的医療保険。
協会けんぽは、主に中小企業の従業員やその家族が加入する公的医療保険。
企業健保組合は、主に大企業の従業員やその家族が加入する公的医療保険。

³ 40歳～74歳を対象とする特定健診を受診し、生活習慣病の発症リスクが高いと判断された方に、保健師等が生活習慣の改善を支援する制度。

（ヘルスケアポイントの付与）

個人の行動変容を促す、保険者による個人の加入者向けのヘルスケアポイント（注）の付与等の実施は半分程度にとどまる。これについて、ベストプラクティスの横展開に意義がある。

（注）ヘルスケアポイント事業とは、保険者が加入者に対して、健診受診、歩行、運動、健康イベントへの参加などの健康増進活動を行った場合にポイントを付与し、当該ポイントを電子マネーや地域商品券等に交換することを認める予防健康事業である。

（歯科健診、がん検診）

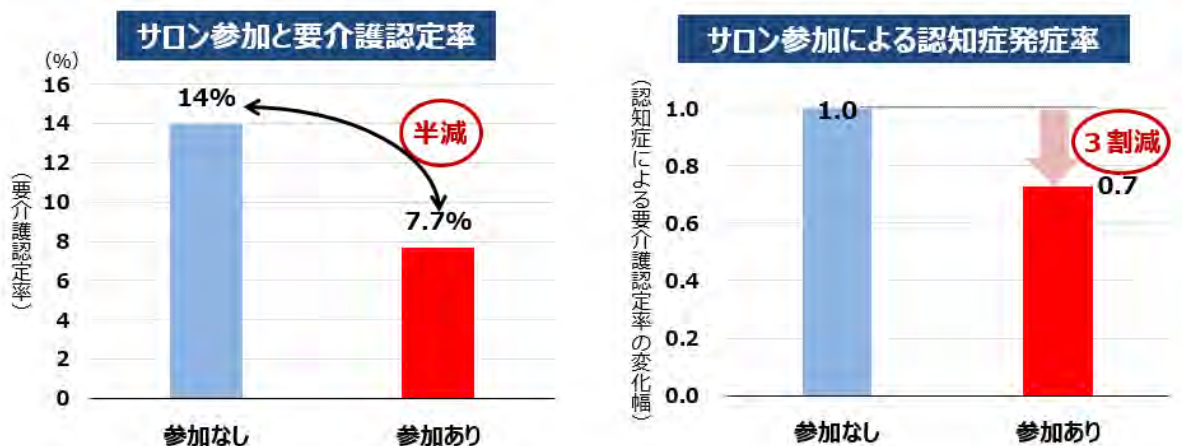
重症の歯周病を放置すると、糖尿病が発症する可能性があるとの指摘がある。歯科健診を受診する割合は増加傾向であるが、依然として半分にとどまっている。

がん検診についても、受診率は増加傾向だが、依然として4割～5割程度にとどまっている。歯科健診、がん検診の双方について、受診率を高めることが必要である。

（介護予防）

介護予防については、サロン（通いの場）に参加した高齢者は、①要介護認定率が半減、②認知症発症リスクが3割減との調査結果がある（図50）。また、三重県では、介護現場において高齢者を介護助手として採用し、周辺業務を担ってもらう取組を推進している。介護予防の観点から、ベストプラクティスの横展開に意義がある。

図50. サロン（通いの場）参加による介護・認知症予防の効果



（注）三重県における高齢者の介護助手としての採用例

- 介護予防の観点から、全国で初めて高齢者を介護助手として採用。
- 介護助手の業務も難易度別に3つの等級を設け、経験や資格、職場研修等を通じてステップアップできる仕組みとなっている。
- 採用効果として、①高齢者の社会参加による介護予防、②介護職員の残業時間削減、③介護助手1人で、介護職員1人が平均190分/日、直接介護に関わる時間が増加、④認知症利用者の個別対応が可能になった、等が挙げられている

（２）対応の方向性

人生100年時代の安心の基盤は「健康」である。医療・介護については、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくことが必要である。

予防・健康づくりには、①個人の健康を改善することで、個人のQOLを向上し、将来不安を解消する、②健康寿命を延ばし、健康に働く方を増やすことで、社会保障の「担い手」を増やす、③高齢者が重要な地域社会の基盤を支え、健康格差の拡大を防止する、といった多面的な意義が存在している。これらに加え、生活習慣の改善・早期予防や介護・認知症の予防を通じて、生活習慣病関連の医療需要や伸びゆく介護需要への効果が得られることも期待される。こうしたことにより、社会保障制度の持続可能性にもつながり得るという側面もある。

予防・健康づくりは、健康に無関心な層を含め、全ての世代や地域の住民を対象に進めることが必要であり、このためには、個人の努力に加えて、個人を支える企業、保険者、地方公共団体等の役割が重要である。近年、働き方の多様化や、単身世帯の増加等による家族構成の変化が進んでおり、特に、地域や職域における保険者の予防健康事業が重要である。予防・健康づくりを進めるためには、保険者に対して、これを行う大胆なインセンティブ措置を講ずることができるかどうか肝になる。そして、対象事業の成否の評価については、エビデンスに基づく評価を行うようにすべきである。

予防・健康づくりは、①病気や要介護になることを防ぐ１次予防・健康増進、②病気になった後の早期治療や重症化予防等の２次予防といった段階があり、その特性や効果に応じた取組を促進する。

①疾病予防の促進について

疾病予防は、地域や職域の保険者の役割が重要であり、保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る。

（保険者努力支援制度（国民健康保険））

保険者努力支援制度は、保険者（都道府県と市町村）の予防・健康づくり等への取組状況について評価を加え、保険者に交付金を交付する仕組みである。

先進自治体のモデルの横展開を進めるために保険者の予防・健康インセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における疾病予防の位置付けを高めるため、保険者努力支援制度の抜本的な強化を図る。同時に、疾病予防に資する取組を評価し、（a）生活習慣病の重症化予防や個人へのインセンティブ付与、歯科健診やがん検診等の受診率の向上等については、配点割合を高める、（b）予防・健康づくりの成果に応じて配点割合を高め、優れた民間サービス等の導入を促進する、といった形で配分基準のメリハリを強化する。

（後期高齢者支援金の加減算制度（企業健保組合））

後期高齢者支援金の加減算制度は、企業健保組合など現役世代の医療保険が後期高齢者医療制度に対して負担・拠出する後期高齢者支援金について、当該企業健保組合の予防・健康づくり等への取組状況について評価を加え、加算（ペナルティ）又は減算（インセンティブ）を行う仕組みである。

後期高齢者支援金の加減算の幅を2017年度の0.23%から2020年度に両側に最大

10%まで引き上げることで、保険者（企業健保組合）の予防・健康インセンティブを強化する。

②介護予防の促進について

介護予防も、保険者（市町村）や当該地域の都道府県の役割が重要であり、保険者と都道府県の予防・健康インセンティブの強化を図る。

（介護インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金））

介護インセンティブ交付金は、保険者や都道府県の介護予防等への取組状況について評価を加え、保険者や都道府県に交付金を交付する仕組みである。

先進自治体の介護予防モデルの横展開を進めるために保険者と都道府県のインセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、介護インセンティブ交付金の抜本的な強化を図る。同時に、介護予防等に資する取組を評価し、（a）介護予防について、運動など高齢者の心身の活性化につながる民間サービスも活用し、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の拡大・充実、ポイントの活用といった点について、（b）高齢者就労・活躍促進について、高齢者の介護助手への参加人数、ボランティアや介護助手へのポイント付与といった点について、交付金の配分基準のメリハリを強化する。

③エビデンスに基づく政策の促進

上記①や②の改革を進め、疾病・介護予防に資する取組を促進するに当たっては、エビデンスに基づく評価を取組に反映していくことが重要である。このため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う。

その際、統計学的な正確性を確保するため、国が実証事業の対象分野・実証手法等の基本的な方向性を定めるとともに、その結果を踏まえ、保険者等に対して適切な予防健康事業の実施を促進する。

④ナッジ理論の活用による個人の行動変容促進

健診等の結果や案内の通知が個人の行動変容につながり、受診率向上が図られるよう、ナッジ理論も活用しつつ、健診データを分かりやすく本人へ提供するため、全体・平均値との比較や将来予測などの情報の充実を図る。

⑤民間予防・健康サービスの促進について

総合的な社会保障改革を進める中で、予防健康事業においてウェアラブル機器やデータ等を活用した優れた民間サービスの活用を進め、（a）個人の健康改善、（b）担い手の増加、（c）成長産業の育成、等に伴う経済社会の活性化を同時に実現する三方よしの明るい改革を進める。

（企業の健康経営・健康投資の促進）

企業健保組合の予防・健康づくりの取組が見える化する健康スコアリングレポートにより、企業健保組合と企業との協力を促進する。企業の健康投資額が見える化により、企業の健康経営が資本市場から適切に評価されるようにする。

（ヘルスケアサービスの品質向上）

ヘルスケアサービスの品質向上に向けたガイドラインを策定する。また、ヘルスケアデータの標準化を進める。

第4章 人口減少下での地方施策の強化

1. 地域のインフラ維持と競争政策

要旨

地域銀行及び乗合バス等の事業者は、地域における基盤的サービスを提供し、破綻すれば地域に甚大な影響を与える可能性が高い「地域基盤企業」とも言える存在であり、その維持は国民的課題である。

他方、これら2分野の事業者は、現在、少子化、人口減少の中で、地域において、その経営が急速に悪化しており、インフラ機能維持のため、その経営力強化が喫緊の課題である中、その選択肢として、経営統合や共同経営の実施が見込まれる。

このため、こうした地域基盤企業に限定して、経営統合等に関して、特例的な措置を講ずることにより、地域社会のコミュニティの維持を図るべきである。その際、経営統合等から生じる消費者・利用者への弊害を防止し、経営統合等の果実を地域のインフラ維持や経済発展に活用するなどにより、独占禁止法の究極的な目的である「一般消費者の利益」の確保を達成することが不可欠であり、公正取引委員会及び主務官庁のいずれの知見も最大限いかされるよう、両者の緊密な連携を前提とするものとする。

第一に、乗合バスは地域の足であり、高齢者の住民のためにも、その維持が必要である。地方の不安な現状を訴える声は多い。典型的な例として、乗合バス等の事業者について、共同経営等を認め、街の中心部における頻度の高い便数の適正化を図れば、その収入を調整することにより、低需要の路線を維持することが可能となる。これは、地域住民の利便性向上につながる。地域において、関係者による協議会を設置することを前提にした、新たなスキームを実現する。

第二に、地域銀行は、それぞれの地域において、7割から8割の企業のメインバンクとして、地域経済を支えている。業績が悪化すれば、貸出金が減少するなど、悪影響が預金者や借り手に及び、地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある。早期に地域銀行の事業の改善を図るため、経営統合により生じる余力に応じて、地方におけるサービス維持への取組を行うことを前提に、シェアが高くなっても特例的に経営統合が認められるようにする。

これらの目的のため、特例法を設けることとする。

(1) 現状

①乗合バス

公共交通が減少し、自家用車依存の生活を強いられることへの不安が特に地方で顕著になっている(図51)。また、高齢者の免許返納が進む中で、乗合バスを維持する必要性は増加している。特に、地方部においては、年齢が高くなるにつれて、乗合バスを利用する比率が顕著に上昇している(図52)。

他方、乗合バス(一般乗合旅客自動車運送事業)の事業者の3分の2が赤字となっているが、特に、地方における一般乗合バス事業者の収支の悪化が顕著になっている(図53)。

図51. 現居住地の将来的な不安（居住地別）

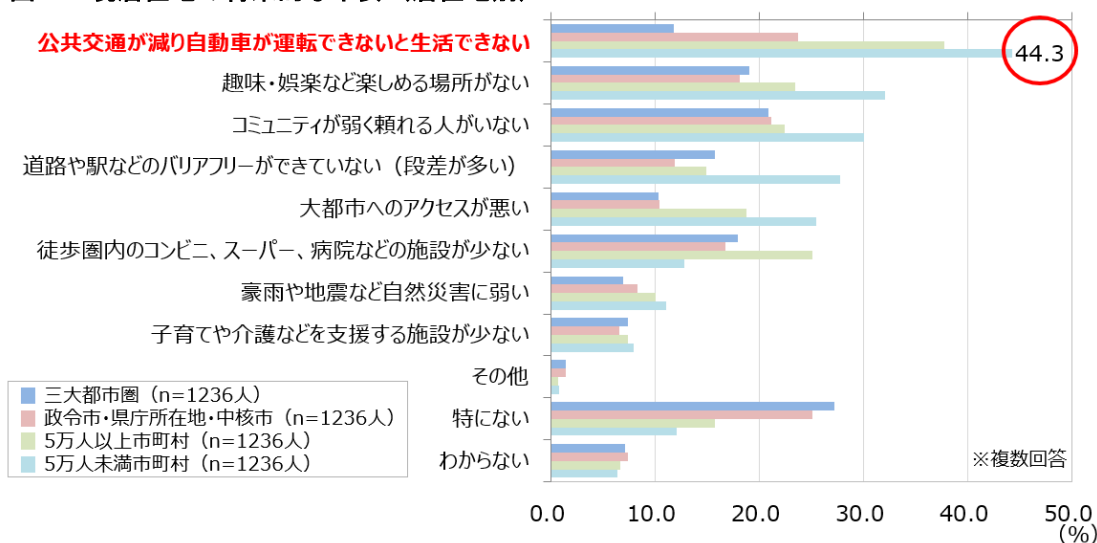


図52. 地方部の移動手段における鉄道・乗合バスの利用割合 (%)

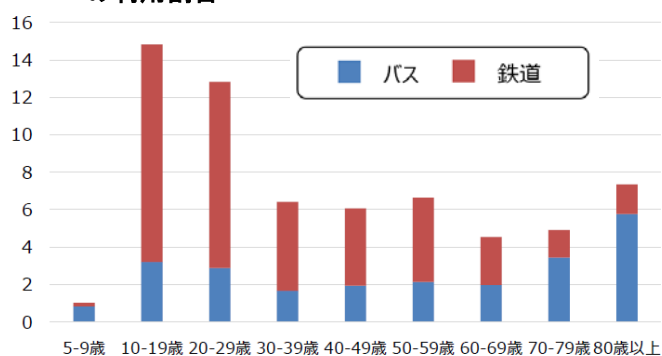
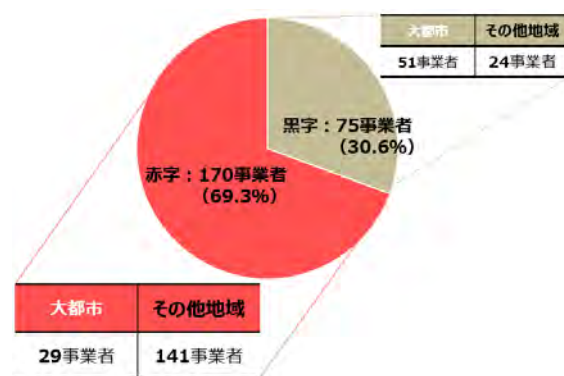


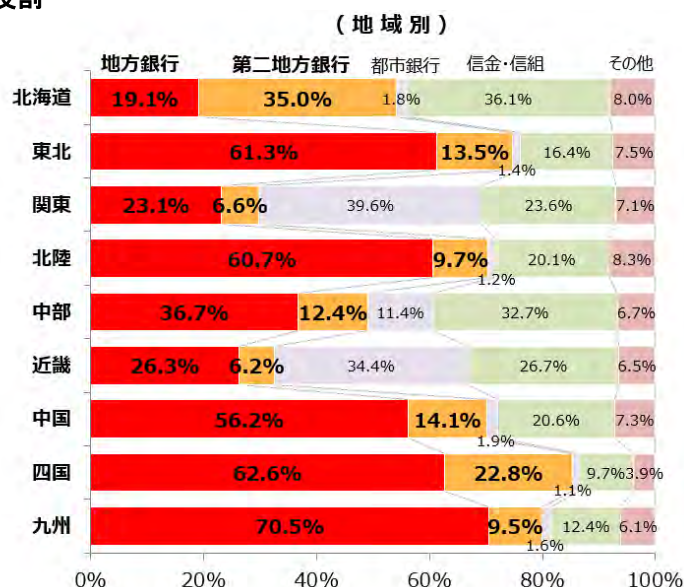
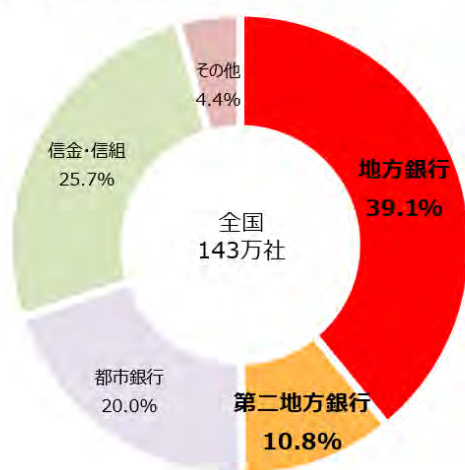
図53. 乗合バス事業者の収支状況（2017年度）



②地域銀行

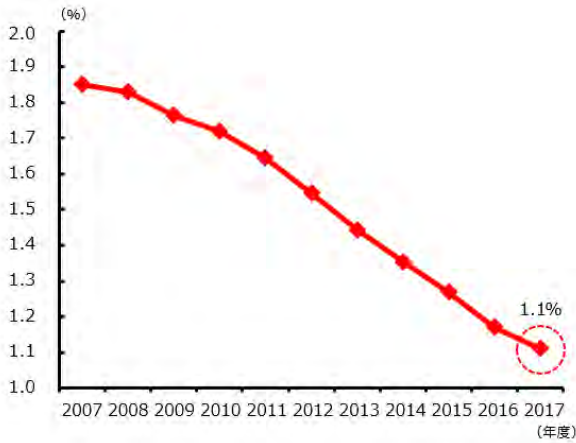
地方銀行・第二地方銀行は、特に地方においては、7割から8割の企業のメインバンクとして、地域経済を支えている（図54）。しかし、地域銀行（地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行）の貸出利鞘（貸出金利回りー資金調達利回り）は低下し続けており（図55）、経営が悪化している。

図54. 地域銀行のメインバンクとしての役割
メインバンクの金融機関（全国）



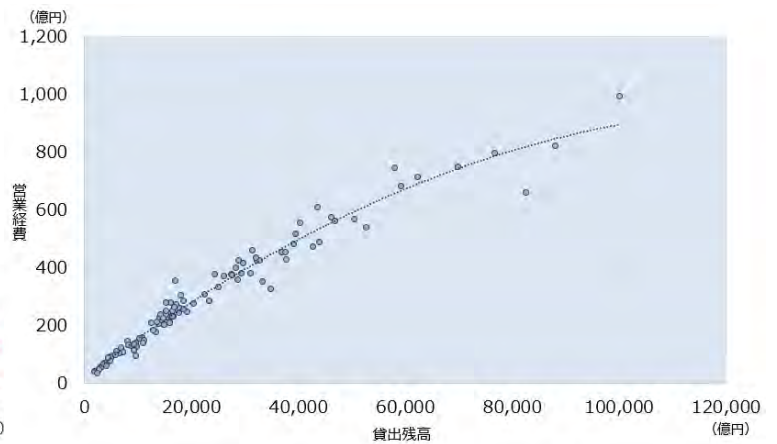
他方、銀行はシステム費用などの多額の固定費が発生するため、規模の経済性（スケールメリット）が働きやすい。すなわち、貸出の規模が2倍になっても、システム費用が2倍かかる訳ではない（図56）。このため、経営統合による経費削減余地が大きく、経営統合は、銀行の持続可能性にプラスの効果があると推測される。

図55. 地域銀行の貸出利鞘の減少



（注）図は、地方銀行・第二地方銀行・埼玉りそな銀行についてのもの

図56. 地域銀行の営業経費と貸出残高



（注）図は、地方銀行・第二地方銀行・埼玉りそな銀行についてのもの

（２）対応の方向性

①乗合バス（及び乗合バスと競合する地域交通機関）

典型的な例として、街の中心部等においては、複数の乗合バス事業者あるいは乗合バス事業者と競合する地域交通機関が乗り入れ、過剰に頻度の高い運行が行われている。

これらの事業者間で共同経営等を認めることで、頻度の高い運行について便数の適正化を図りつつ、その収入の調整を行い、低需要地区をはじめバスネットワークを維持することができれば、広範囲の住民全体の利便性が確保され、ひいては競争政策の最終目的である一般消費者の利益確保が図られる。

乗合バス等については、従来より、地域公共交通活性化再生法に基づき協議会が設置され、地域公共交通網形成計画の策定と実施が行われてきた。しかしながら、同協議会の下であっても、具体的な運賃・料金、運行回数、路線等を事業者間で協議することは独占禁止法に抵触するおそれがあるとされ、計画の策定・実施に障害があるとの指摘もあった。このため、こうした協議会等の枠組みに基づく、乗合バス事業者の路線、運行間隔、運賃等についての共同経営等の独占禁止法の適用除外を図り、事業者や地域にとって明確な枠組みを整備する必要がある。具体的には、

（a）バス事業者等の間で運賃プールなど共同経営等を認めることにより、低需要地区をはじめバスネットワークを維持すること、（b）このため、低需要地区をはじめバスネットワークのサービス維持を共同経営等の認可の条件とし、認可後に条件が満たされない場合、共同経営等の認可取消し等を可能とすること、（c）関係事業者側にとって、これらのルールの予見可能性が確保されていること、が必要である。

この際、事業者間で、連携した取組を行うことによって、基盤的な運行サービス提供がネットワークとして確保されることが可能となる地域を対象とした地域公共交通活性化再生法に基づく協議会が設置されることを前提にする。

その上で、対象とすべき区域、地域全体の利便性維持・向上の計画、確保すべきサービス内容の目標を複数の事業者間で設定することにより、多様な地域の実情に応じて、地域住民の利便性が確保される制度とする。

計画の対象とする区域は、事業者間で便数の適正化等を図る区域のみならず、それにより運行が確保される山間部等の不採算路線を含んだネットワーク全体の区域とし、共同経営等の認可要件としては、周辺部の不採算路線を含むネットワーク域内全体でみて、事業収支が赤字で、共同経営等を行わない場合、周辺部の運行サービス提供が困難になると予測される場合等とする。

②地域銀行

地域銀行は、地域において重要な役割を担っており、人口減少社会においても、そのサービスを適切な形で維持する必要がある。

地域銀行の業績悪化の状態が今後継続すれば、貸出金が減少するなど、悪影響が広範な預金者や債務者（借り手）に及ぶ。特に、地域金融においては、金融機関が債務者との信頼関係を構築し、これを基礎に与信判断や経営支援を行っているため、十分な金融仲介機能が発揮できなくなるおそれがある。

このため、業績悪化により当該銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合に限って、早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなっても、特例的に経営統合が認められるようにする。

すなわち、

- (a) 経営統合を行おうとする金融機関が金融庁に対して、特例法に基づく独占禁止法適用除外の申請を行う。申請があった場合、金融庁は、特例法の以下の要件に該当するかについて確認し、その要件該当性について公正取引委員会に協議を行う（申請が行われない場合は、通常の独占禁止法に基づき、審査が行われる）。
- (b) 申請案件が以下の i) ～ iv) について主に金融庁、v) について主に公正取引委員会が審査を行い、いずれの要件も満たされる場合には、適用除外の認可を行う。
 - i) 人口減少等により、地域において中小企業等の顧客向け貸出・手数料事業に対する持続的な需要の減少が見込まれる状況にあり、その結果、地銀が将来にわたって当該地域における当該事業の提供を持続的に行うことが困難となるおそれのある地域であること。
 - ii) 申請者の地銀が継続的に、当該事業からの収益で、当該事業のネットワークを持続するための経費等を賄えないこと。
 - iii) 経営統合により相当の経営改善や機能維持が認められること。
 - iv) 上記 iii) の結果生じる余力に応じた地域経済への貢献が見込まれること。
 - v) 経営統合が（競争を減らしても）利用者（一般消費者）の利益に資すること。
- (c) 金融庁は、i) ～ iv) の要件を満たす場合には、公正取引委員会に協議を行い、v) の要件該当性を含めた公正取引委員会の意見を尊重する。
- (d) 認可後に、上記 i) ～ v) の要件に適合するものでなくなったと認められるときは、金融庁は地銀に対して是正を命じる。また、公正取引委員会は、金融庁に対して措置を講ずることを求めることができる。

③特例法の対象範囲の限定

特例法の対象範囲については、地域における基盤的サービスの提供を担っており、経営統合や共同経営による経営力強化の効果が大きいことが見込まれ、かつ主務官庁が経営統合や共同経営を実施した後の行動を監視・監督できる分野に限定することが必要であり、当面、上記２分野に限定する。本施策については、10年間の時限措置とする。

また、2020年の通常国会に特例法の法案提出を図る。

④その他

金融分野については、利用者の利便や地域経済の維持・発展を図る観点から、新たなテクノロジーを活用した異業種を含む新規参入を促進するための規制改革などの他の政策手段についても併せて検討する。

今後、県域を越えた地域金融の金融行政の在り方については、将来的に、独占禁止法との関係も含めて、検討を行うこととする。

2. 地方への人材供給

日本全体の生産性を向上させるためにも、地域的にも業種的にもオールジャパンでの職業の選択がより柔軟になることが必要である。

特に、疲弊が進む地方には、経営水準を高度化する専門・管理人材を確保する意義は大きい。一方、人生100年時代を迎える中で、大都市圏の人材を中心に、転職や兼業・副業の場、定年後の活躍の場を求める動きは今後更に活発化していく。これら２つのニーズは相互補完の関係にあり、これらを戦略的にマッチングしていくことが、今後の人材活躍や生産性向上の最重点課題の１つである。

しかしながら、地方の中小・小規模事業者は、往々にしてどのような人材が不足しているか、どのような機能を果たして貰うべきかが明確化できておらず、適切な求人ができないか、獲得した人材を適切に処遇できていないのが現状である。

また、結果として地方での人材市場が未成熟なため、人材紹介事業者も、地方での事業展開は消極的で、地方への人材流動は限定的である。

こうした現状に鑑み、①受け手である地域企業の経営戦略や人材要件の明確化を支援する機能の強化（地域金融機関の関与の促進等）、②大都市圏の人材とのマッチング機能の抜本的強化、③大都市圏から地方への人材供給の促進を促す仕組みを構築し、大都市圏から地方への専門・管理人材の流れを一気に加速させていくこと、に重点的、集中的に取り組む。

3. 人口急減地域の活性化

人口急減地域においては、農林水産業、商工業などの地域産業の担い手不足が深刻化し、地域社会・経済の維持に困難が生じていることから、地域づくりを行う人材の確保とその活躍の推進を図る。

4. 観光立国の推進

観光は、地方創生への切り札、成長戦略の柱であり、引き続き、観光先進国の実現に向けた取組を進める。